

# 運行管理者試験問題（旅客）

（試験時間は 90 分）

平成 26 年度 第 1 回（H26 8/24 実施分）

問 1 から問 30 までについて、それぞれの設問の指示に従って解答してください。  
（答えを一つだけ選ぶもの、複数選ぶもの、枠の中から選ぶもの等があります。）

## I. 道路運送法関係

問 1 道路運送法に定める一般旅客自動車運送事業者の輸送の安全等についての次の文中、A、B、C、D に入るべき字句を下の枠内の選択肢（1～8）から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者がその  又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な  の設定その他の運行の管理その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。
2. 前項に規定するもののほか、一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な  その他の輸送の安全及び旅客の  のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

- |               |               |            |
|---------------|---------------|------------|
| 1. 休息         | 2. 利便の確保      | 3. サービスの提供 |
| 4. 勤務時間及び乗務時間 | 5. 拘束時間及び労働時間 |            |
| 6. 情報の提供      | 7. 休憩         | 8. 利益の保護   |

問 2 次の記述のうち、一般旅客自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずること。
2. 法令の規定により、運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びに国土交通大臣が告示で定めるアルコール検知器を備え置くこと。
3. 法令の規定により、従業員に対し、効果的かつ適切に指導監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずること。
4. 一般旅客自動車運送事業者が選任した、運行管理者の業務を補助させるための者に対する指導及び監督を行うこと。

問 3 次の記述のうち、旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者が遵守しなければならない事項として誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 運転者は、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。
2. 運転者は道路運送車両法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による点検（日常点検）をし、又はその確認をすること。
3. 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中、法令の規定に基づき作成

された運行表を携行すること。

4. 乗務を終了して他の運転者と交替する時は、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。

この場合において、交替して乗務する運転者は、当該通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検の必要性があると認められる場合には、これを点検すること。

問4 旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 乗務前の点呼における事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示については、運行の安全を確保するうえで特に注意が必要な運転者に限定することなく、乗務する運転者全員に対して行わなければならない。
2. 乗務後の点呼は、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求め、並びに酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、乗務を終了した運転者が他の運転者と交替した場合にあっては、当該運転者が交替した運転者に対して行った法令の規定による通告についても報告を求めなければならない。
3. 点呼は、運行管理者と運転者が対面で行うとされているが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法によることも認められており、一般乗用旅客自動車運送事業において、営業所と離れた場所にある当該営業所の車庫から乗務を開始する運転者については、運行上やむを得ない場合に該当することから、電話による点呼を行うことができる。
4. 点呼において酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられた国土交通大臣が告示で定めるアルコール検知器を用いて行わなければならない。

問5 次の自動車事故に関する記述のうち、一般旅客自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づく国土交通大臣への報告を要しないものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業用自動車が走行中、右カーブを曲がりきれず、当該事業用自動車が道路から1メートル下の畑に転落したもの。
2. 事業用自動車が走行中、横断歩道により道路を横断していた歩行者に接触する事故を起こし、当該歩行者に10日間の医師の治療を要する傷害を生じさせたもの。
3. 事業用自動車が走行中、突然ホイール・ボルトが折損して左後車輪が脱落し、当該車輪がガードレールに衝突したもの。
4. 事業用自動車が交差点において乗用車と出会い頭の衝突事故を起こした。  
双方の運転者はともに軽傷であったが、当該事業用自動車の運転者が当該事故を警察官に報告した際、その運転者が道路交通法に規定する酒気を帯び運転をしていたことが発覚したもの。

問6 一般旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)が事業用自動車の運行の安全を確保するために運転者に対して行う指導監督に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者は、運転者に対して事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに当該事業用自動車を踏切から移動させるように努め、当該事業用自動車の移動が困難と判断したとき、又は、列車が接近してきたときは、踏切支障報知装置を作動させる等適切な防護措置をとるよう指導すること。

2. 事業者は、大型自動車第二種運転免許を受けている運転者に限定して、事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差(右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。)及び制動距離等を確認させること。
3. 事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。
4. 事業者(個人タクシー事業者を除く。)は、適齢診断(高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの。)を運転者が65才に達した日以後1年以内に1回、その後75歳に達するまでは3年以内ごとに1回、75才に達した日以後1年以内に1回、その後1年以内ごとに1回受診させる。

問7 旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の過労運転の防止等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者は、乗務員の身体に保有するアルコールの程度が、道路交通法施行令第44条の3(アルコールの程度)に規定する呼気中のアルコール濃度1リットルにつき0.15ミリグラム以上であるか否かを問わず、酒気を帯びた状態であれば当該乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
2. 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
3. 事業者は、事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画)の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。この場合、事業者(個人タクシー事業者を除く。)が常時選任する運転者その他事業用自動車の運転者は、日々雇入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試みの試用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至ったものを除く。)、14日未満の期間ごとに賃金の支払い(法令で定めるものを含む。)を受ける者であつてはならない。
4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに所定の事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、運行中は、これを当該事業用自動車の運行を管理する営業所に備え置かなければならない。

問8 旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行に係る記録等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 一般乗合旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務中に道路交通法に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあつてはその概要及び原因を運転者ごとに「乗務記録」に記録させ、かつその記録を1年間保存しなければならない。
2. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、旅客が乗車した区間並びに乗務した事業用自動車の走行距離計に表示されている乗務の開始時及び終了時における走行距離の積算キロ数等の所定の事項を運転者ごとに「乗務記録」に記録させ、かつ、その記録を事業用自動車ごとに整理して1年間保存しなければならない。
3. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の発生日時等所定の事項を「事故の記録」に記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならない。
4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、法令の規定による運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、当該運行指示書を運行を計画した日から1年間保存しなければならない。

## II. 道路運送車両法関係

問9 自動車の登録等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 登録自動車の所有者は、自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日から15日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。
2. 臨時運行の許可を受けた自動車を運行の用に供する場合には、臨時運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、臨時運行許可証を備え付けなければならない。また、当該臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から15日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を行政庁に返納しなければならない。
3. 登録自動車の所有者の住所に変更があったときは、所有者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。
4. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から15日以内に国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

問10 自動車の点検整備等に関する次のア、イ、ウ、エの文中A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- ア. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を道路運送車両の  に適合するように維持しなければならない。
- イ. 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、1日1回、その運行の開始前において、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、  の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。
- ウ. 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、  ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。
- エ. 自動車運送事業の用に供する自動車の日常点検の結果に基づく運行可否の決定は、自動車の使用者より与えられた権限に基づき  が行わなければならない。

A	1. 点検基準	2. 保安基準
B	1. 動力伝達装置	2. 制動装置
C	1. 3ヵ月	2. 6ヵ月
D	1. 運行管理者	2. 整備管理者

問11 自動車の検査等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車に表示されている検査標章には、当該自動車の自動車検査証の有効期間の起算日が記載されている。
2. 初めて自動車検査証の交付を受ける乗車定員5人の旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車については、当該自動車検査証の有効期間は2年である。
3. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、法令で定める場合を除き、その事由があった日から15日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。
4. 自動車運送事業の用に供する自動車の自動車検査証は、当該自動車又は当該自動車が配置されている営業所に備え付けなければならない、運行の用に供してはならない。

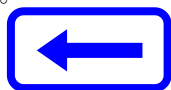
問 12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 非常点滅表示灯は、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火として作動する場合には、点滅回数の基準に適合しない構造とすることができる。
2. 自動車の前面ガラス及び側面ガラス（告示で定める部分を除く。）は、フィルムが貼り付けられた場合、当該フィルムが貼り付けられた状態においても、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が 70%以上であることが確保できるものでなければならない。
3. 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車には、後方に表示する灯光の色が白色である社名表示灯を備えてはならない。
4. 停止表示器材は、夜間 200 メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであることなど告示で定める基準に適合するものでなければならない。

### Ⅲ. 道路交通法関係

問 13 道路交通法令に定める信号機の信号の意味等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 交差点において信号機の背面版の下部等に下図の左折することができる旨の表示が設置された信号機の黄色の灯火又は赤色の灯火の信号の意味は、それぞれの信号により停止位置をこえて進行してはならないこととされている車両に対し、その車両が左折することができることを含むものとする。



(矢印及びわくの色彩は青色、地の色彩は白色)

2. 車両等は、信号機の表示する信号の種類が赤色の灯火のときは、停止位置をこえて進行してはならない。ただし、交差点において既に左折している車両等は、そのまま進行することができる。
3. 交差点において既に右折している車両等（多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両を除く）は、信号機の表示する信号の種類が赤色の灯火に変わっても、そのまま進行することができる。この場合において、当該車両等は、青色の灯火により進行することができることとされている車両等に優先して進行することができる。
4. 車両は、信号機の表示する信号の種類が青色の灯火の矢印のときは、黄色の灯火又は赤色の灯火の信号にかかわらず、矢印の方向に進行することができる。この場合において、交差点において右折する多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、直進する多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両とみなす。

問 14 交差点等における通行方法に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 車両等（優先道路を通行している車両等を除く。）は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、その前方に出る前に必ず一時停止しなければならない。
2. 車両等は、横断歩道等に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。）で停止することが

できるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

3. 車両は、左折するときは、その直前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して）、歩行者等の通行を妨げないように速やかに通行しなければならない。
4. 交通整理の行われている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、交差点に入った場合においては当該交差点内で停止することとなり、よって交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、徐行しなければならない。

問 15 道路交通法に定める過労運転に係る車両の使用者に対する指示について、次のA、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

車両の運転者が道路交通法第 66 条(過労運転等の禁止)の規定に違反して過労により **A** ができないおそれがある状態で車両を運転する行為(以下「過労運転」という。)を当該車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。)の業務に関してした場合において、当該過労運転に係る **B** が当該車両につき過労運転を防止するため必要な **C** を行っていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため **D** ことを指示することができる。

A	1. 運転の継続	2. 正常な運転
B	1. 車両の所有者	2. 車両の使用者
C	1. 運行の管理	2. 労務の管理
D	1. 必要な措置をとる	2. 休憩・仮眠等の施設を整備する

問 16 車両等の運転者の遵守事項に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 安全を確認しないで、ドアを開き、又は車両等から降りないようにし、及びその車両等に乗車している他の者がこれらの行為により交通の危険を生じさせないようにするため必要な措置を講じなければならない。
2. 監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、その側方を離れて走行するよう努めなければならない。
3. 道路の左端部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、一時停止して、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。
4. 車両等の運転者は、高齢の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにしなければならない。

問 17 道路交通法に定める自動車の法定速度に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 乗車定員 55 名の旅客自動車運送事業の用に供する自動車の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない片側一車線の一般道路においては、時速 60 キロメートルである。
2. 車両総重量が 1,830 キログラムの旅客自動車運送事業の用に供する自動車が、故障した車両総重量 1,595 キログラムの普通自動車をロープでけん引する場合の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない一般道路においては、時速 40 キロメートルである。
3. 乗車定員 50 名の旅客自動車運送事業の用に供する自動車の最高速度は、道路標識等により最高速

度が指定されていない高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く。)においては、時速 100 キロメートルである。

4. 乗車定員 29 名の旅客自動車運送事業の用に供する自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、道路標識等により自動車の最低速度が指定されていない区間の高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く。)における最低速度は、時速 50 キロメートルである。

#### IV. 労働基準法関係

問 18 労働基準法の定めについての次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも 1 回の休日を与えなければならない。ただし、この規定は、4 週間を通じ 4 日以上の日を与える使用者については適用しない。
2. 出来高払制その他の請負制で使用する労働者については、使用者は、労働時間にかかわらず一定額の賃金の保障をしなければならない。
3. 使用者は、その雇入れの日から起算して 6 ヶ月間継続勤務し全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対し、継続し、又は分割した 10 労働日の有給休暇を与えなければならない。ただし、労働基準法第 39 条第 3 項に規定する 1 週間の所定労働日数が相当程度少ない労働者等は除く。
4. 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、法定労働時間又は法定休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日労働をさせることができる。ただし、法令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、1 日について 2 時間を超えてはならない。

問 19 労働基準法に定める賃金等についての次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前 3 ヶ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の所定労働日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、法令の定めによって計算した金額を下ってはならない。
2. 就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、1 回の額が平均賃金の 1 日分の半額を超え、総額が 1 賃金支払期における賃金の総額の 10 分の 1 を超えてはならない。
3. 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。
4. 使用者が、午後 10 時から午前 5 時まで(厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域または期間については午後 11 時から午前 6 時まで)の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 2 割 5 分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

問 20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)等に定める一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の運転時間に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

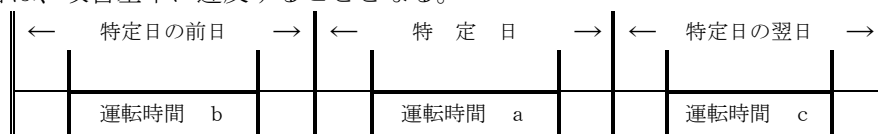
(1) 運転時間は、2日(  から起算して48時間をいう。)を平均し1日当たり 、4週間を平均し1週間当たり  を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び改善基準に定める特定運転者については、労使協定があるときは、改善基準に定める時間まで延長することができる。

(2) 1日の運転時間の計算に当たっては、特定の日を起算日として2日ごとに区切り、その2日間の平均とすることが望ましいが、特定日の最大運転時間が改善基準に違反するか否かは、次によって判断すること。

特定日の運転時間を a、特定日の前日の運転時間を b、特定日の翌日の運転時間を c とすると、

$$\frac{a + b}{2} > \text{  } \quad \text{  } \quad \frac{a + c}{2} > \text{  }$$

の場合は、改善基準に違反することとなる。



A	1. 始業時刻	2. 運転開始時刻
B	1. 8時間	2. 9時間
C	1. 40時間	2. 44時間
D	1. かつ	2. 又は

問 21 一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業(以下「バス事業」という。)の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、1人乗務で、フェリーには乗船せず、また、隔日勤務には就いていない場合とする。

1. 使用者は、バス事業に従事する自動車運転者(以下「バス運転者」という。)の休息期間については、当該バス運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
2. 労使当事者は、時間外労働協定においてバス運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は2週間及び1ヵ月以上6ヵ月以内の一定の期間とするものとする。
3. 使用者は、バス運転者の休息期間については、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えなければならない。ただし、業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、厚生労働省労働基準局長の定めるところによることができる。
4. 使用者は、バス運転者に労働基準法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は2週間について1回を超えないものとし、当該休日の労働によって改善基準第5条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。



問 22 下表は、貸切バスの運転者の 52 週間における各 4 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間の例を示したものであるが、このうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合しているものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、「4 週間を平均し 1 週間当たりの運転時間の延長に関する労使協定」があるものとする。

1.

	1～ 4 週	5～ 8 週	9～ 12 週	13～ 16 週	17～ 20 週	21～ 24 週	25～ 28 週	29～ 32 週	33～ 36 週	37～ 40 週	41～ 44 週	45～ 48 週	49～ 52 週	52 週間の 運転時間
4 週間を平均した 1 週間当たりの 運転時間	38 時間	37 時間	38 時間	42 時間	32 時間	41 時間	39 時間	35 時間	41 時間	39 時間	42 時間	32 時間	41 時間	1,988 時間

2.

	1～ 4 週	5～ 8 週	9～ 12 週	13～ 16 週	17～ 20 週	21～ 24 週	25～ 28 週	29～ 32 週	33～ 36 週	37～ 40 週	41～ 44 週	45～ 48 週	49～ 52 週	52 週間の 運転時間
4 週間を平均した 1 週間当たりの 運転時間	39 時間	37 時間	39 時間	42 時間	36 時間	35 時間	44 時間	36 時間	37 時間	39 時間	43 時間	38 時間	41 時間	2,024 時間

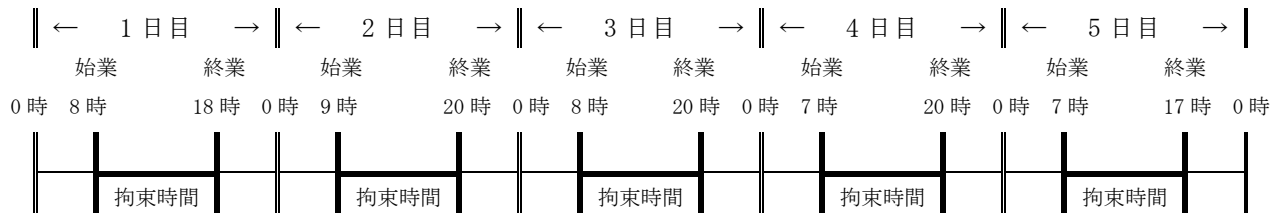
3.

	1～ 4 週	5～ 8 週	9～ 12 週	13～ 16 週	17～ 20 週	21～ 24 週	25～ 28 週	29～ 32 週	33～ 36 週	37～ 40 週	41～ 44 週	45～ 48 週	49～ 52 週	52 週間の 運転時間
4 週間を平均した 1 週間当たりの 運転時間	40 時間	38 時間	39 時間	43 時間	38 時間	43 時間	38 時間	40 時間	36 時間	38 時間	45 時間	40 時間	42 時間	2,080 時間

4.

	1～ 4 週	5～ 8 週	9～ 12 週	13～ 16 週	17～ 20 週	21～ 24 週	25～ 28 週	29～ 32 週	33～ 36 週	37～ 40 週	41～ 44 週	45～ 48 週	49～ 52 週	52 週間の 運転時間
4 週間を平均した 1 週間当たりの 運転時間	39 時間	38 時間	39 時間	42 時間	37 時間	36 時間	44 時間	37 時間	38 時間	40 時間	43 時間	38 時間	41 時間	2,048 時間

問 23 下図は、旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者(隔日勤務に就くものを除く。)の 5 日間の勤務状況を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づく 1 日の拘束時間の次の組合せのうち、正しいものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。



- |    |              |              |              |              |
|----|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1. | 1 日目 : 10 時間 | 2 日目 : 11 時間 | 3 日目 : 12 時間 | 4 日目 : 13 時間 |
| 2. | 1 日目 : 10 時間 | 2 日目 : 11 時間 | 3 日目 : 13 時間 | 4 日目 : 13 時間 |
| 3. | 1 日目 : 10 時間 | 2 日目 : 12 時間 | 3 日目 : 13 時間 | 4 日目 : 13 時間 |
| 4. | 1 日目 : 10 時間 | 2 日目 : 12 時間 | 3 日目 : 12 時間 | 4 日目 : 13 時間 |

## V. 実務上の知識及び能力

問 24 点呼の実施に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 乗務を開始する前の運転者は、事業用自動車の日常点検を行ったところ左前タイヤが摩耗していることを確認したので、整備管理者にこの旨を報告した。整備管理者は、「当該タイヤは、安全上の問題があるが帰庫後に交換するので、そのまま運行しても差し支えない。」と運転者に対し指示をした。運行管理者は、乗務前点呼の際に当該運転者から当該指示等について報告を受けたがそのまま乗務を開始させた。
2. 運行管理者は、遠隔地で乗務を開始する運転者に対し、電話による乗務前点呼を行い、当該運転者に酒気帯びの有無及び健康状態、疲労の度合い並びに日常点検の実施結果などについて報告をさせ、安全な運転ができる状態であることを確認し、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしたうえで、乗務をさせた。
3. 運行管理者は、遠隔地で乗務を終了する運転者に対し、電話による乗務後点呼を行い、酒気帯びの有無については、当該運転者の応答の声の調子等にて確認するとともに、車載されているアルコール検知器(国土交通大臣が告示で定めたもの。以下同じ。)を用いて得た測定結果を報告させ、酒気を帯びていないことを確認した。
4. 運送の依頼から、当該運送については深夜で長距離走行となるため、運行管理者は、交替運転者を同乗させることとした。出庫時から運転する運転者に対する乗務前の点呼については、所属する営業所において対面により行い、出庫時から同乗する交替運転者の乗務前の点呼については、あらかじめ運転を交替する地点として指示した地点において、交替運転者が運転を開始する前にテレビ機能付き携帯電話及び車載されているアルコール検知器を使用して、健康状態、酒気帯びの有無等の報告、確認を行った。

問 25 点呼の実施に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 事業用自動車が運行しているときは、常に運行管理者が勤務し点呼を実施することが望ましいが、それが不可能な場合のために、事業者は、運行管理者の業務を補助するための者(以下「補助者」という。)を選任している。  
事業者は、この補助者に点呼以外の運行管理業務についても運行管理者としての権限を与え、業務を実施させている。
2. 事業者は、早朝及び深夜運行に対処するため、旅客の運行管理者資格者証を有するA社員と貨物の運行管理者資格者証を有するB社員の2名を、基礎講習を受講させることなく補助者として選任し、運行管理者が不在となる時間帯に出庫又は帰庫する事業用自動車の運転者に対する点呼を、全運行回数の5割の範囲内で、交代で実施させている。
3. 運行管理者は、乗務前点呼時には業務が集中する傾向にあることから、点呼記録表への点呼結果の記録ミスを防止するため、前日において翌日の点呼記録表に、所定事項をあらかじめ事務員に記入させ、それを基に乗務前点呼を実施している。また、点呼結果については、当該点呼記録表に所定事項が正確に記載されているか否かを確認したうえで、補助者が実施した点呼も含め実施者欄に点呼実施者として運行管理者の印を押印している。
4. 点呼記録表は、点呼実施者の責任を明確にし、事故防止又は点呼実施者の引継ぎの資料にもなることから、運行管理者は、点呼の結果について要点を漏らさず、的確かつ簡潔に記入をするようにしている。また、点呼で確認した内容を、運転者の指導のために必要な事項、上司に報告する事項や指示を仰ぐべき事項、整備管理者に連絡・依頼すべき事項などに分類し、整理している。

問 26 自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書の提出に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 事業用自動車が右カーブ路を走行している際、ハンドル操作を誤り、道路左側の歩道に乗り上げ、道路沿いの民家に寄りかかる形で、路面と 40 度傾斜して道路上に停止した。この事故において、家屋に損害はあったものの負傷者はなかったため、自動車事故報告書を提出しなかった。
2. 事業用自動車が信号のある交差点を青信号にしたがって直進しようとした際、急に右折してきた対向の大型二輪車と当該事業用自動車が衝突した。  
この事故で大型二輪車の運転者は道路に投げ出され、腕を骨折する重傷を負ったため、自動車事故報告書を提出した。
3. 事業用自動車が高速道路を走行中、左後輪付近から煙が立ち上がったので、パーキングエリアにて緊急停止し点検を行ったところ、ブレーキ系統の過熱が原因と思われたため、ただちに営業所に連絡し、救援を要請した。  
しかしその間にタイヤが発火し車両火災に至ったため、自動車事故報告書を提出した。
4. 事業用自動車の運転者が、運行途中に軽度の心臓発作による体調不良に陥り、運転の継続が困難となった。当該運転者からの連絡を受け、営業所の運行管理者はただちに救急車の手配等をするるとともに交替運転者を派遣して運行を継続し、運行計画どおり終了したので、自動車事故報告書を提出しなかった。

問 27 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 一般乗用旅客自動車運送事業の選任する運転者として新たに雇い入れた者が、前年まで同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されていたので、初任運転者に対する特別な指導を行わないまま社内教育を実施し、タクシーの運転手をさせた。
2. 乗務記録は、「乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離」及び「休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時」等所定の事項について当該乗務を行った運転者ごとに確実に記録させ、運転者の日常の乗務の実態を把握し、過労運転防止及び運行の適正化を図るための資料として活用している。
3. 大雨、大雪、土砂災害などの異常気象時の措置については、異常気象時等処理要領を作成し、運転者全員に周知させておくと共に運転者とも速やかに連絡がとれるよう緊急時における連絡体制を整えているので、事業用自動車の運行の中断、待避所の確保、徐行運転等の運転に関わることにについてはすべて当該運転者の判断に任せ、中断、退避したときは報告するよう指導している。
4. 翌日に持ち越すことのない節度ある適度な飲酒の目安としては、純アルコール 20 グラム(以下「1 単位」という。))とされており、その 1 単位(アルコール 5%のビールの場合 500 ミリリットル)のアルコールを処理するための必要な時間の目安は、4 時間とされているので、これらを参考に個人差を考慮して、社内教育の中で酒気帯び運転防止の観点から酒類の飲み方等についても指導を行っている。

問 28 自動車の走行時に働く力に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 自動車に働く慣性力は、自動車の重量に比例して大きくなることから、その重量が増加すればするほど制動距離が長くなることを考慮した適正な車間距離の確保について運転者に対し指導している。
2. 重量が同一の自動車 2 台が、双方時速 50 キロメートルで正面衝突した場合の衝撃力は、時速 100 キロメートルで走行中の自動車が壁に衝突した場合と同じで、自分の速度だけでなく相手の自動車の速度を加えた速度で衝撃力が発生することから、常に安全な速度で運転するよう運転者に対し指

導している。

3. 自動車の重量及び速度が同一の場合には、曲がろうとするカーブの半径が2分の1になると遠心力の大きさが4倍になることから、急カーブを走行する場合の横転などの危険性について運転者に対し指導している。
4. 自動車に働く慣性力、遠心力及び衝撃力は、速度に比例して大きくなることから、速度が2倍になれば4倍に、速度が3倍になると6倍となり、制動距離、運転操作及び事故時の被害の程度に大きく影響するため、常に制限速度を守り、適切な車間距離を確保し、運転するよう指導している。

問 29 A自動車は、前方のB自動車とともに時速 36 キロメートルで 15 メートルの車間距離を保ちながら B 自動車に追従して走行していたところ、突然、前方の B 自動車が急ブレーキをかけたのを認め、A 自動車も直ちに急ブレーキをかけ、A 自動車、B 自動車ともそのまま停止した。この場合における A 自動車の空走時間(危険認知から、その状況を判断してブレーキ操作を行いブレーキが効き始めるまでに要する時間)を 1 秒間として、下記のア及びイについて、それぞれ解答用紙の該当する数字の欄にマークして解答しなさい。

ア. A 自動車の時速 36 キロメートルにおける制動距離を 9 メートルとした場合、A 自動車が危険を認知してから停止するまでに走行した距離は、何メートルか。

イ. 時速 36 キロメートルにおける A 自動車の制動距離が 9 メートル、B 自動車の制動距離が 7 メートルとした場合、停止時における A 自動車と B 自動車の車間距離は何メートルか。

問 30 貸切バス事業の営業所の運行管理者は、旅行会社から運送依頼を受けて、次のとおり運行の計画を立てた。国土交通省で定めた「貸切バスの交替運転者の配置基準」(以下、「配置基準」という。)等に照らし、この計画を立てた運行管理者の判断に関する 1~3 の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

**【旅行会社の依頼事項】**

ハイキングツアー客(以下「乗客」という。)25 名を乗せ、A 地点を 22 時 30 分に出発し、D 目的地に 4 時 40 分に到着する。その後、D 目的地で乗客を乗せ 14 時 20 分に出発し、A 地点に 20 時 30 分に戻る。

**【運行の計画】**

ア. 乗車定員 29 名の中型乗用自動車を使用し、当該運行計画全体における運転者は 1 人乗務とする。  
イ. 当該運転者は、本運行の開始前 10 時間の休息をとった後、始業時刻である 21 時 45 分に乗務前点呼を受け、点呼後 22 時 15 分に営業所を出発する。

A 地点には 22 時 20 分に到着し、乗客を乗せた後 22 時 30 分に D 目的地に向け発車する。途中の高速自動車国道(法令による最低速度を定めない本線車道に該当しないもの。以下「高速道路」という。)のパーキングエリアにて、20 分ずつ 2 回の休憩をとり、D 目的地には 4 時 40 分に到着する。

乗客を降ろした後、指定された宿泊所に向かい、当該宿泊所において電話による乗務後点呼を受けた後、5 時 20 分に往路の運行を終了する。運転車は、同宿泊所において 8 時間休息する。

ウ. 13 時 20 分に同宿泊所において電話による乗務前点呼を受け、13 時 50 分に復路の運行を開始する。D 目的地において、乗客を乗せた後 14 時 20 分に出発し、A 地点に向かう。往路と同じルート的高速道路等を運転し、途中 20 分ずつ 2 回の休憩を挟み、A 地点には 20 時 30 分に帰着する。

乗客を降ろした後、20 時 45 分に営業所に帰庫し乗務後点呼の後 21 時に終業する。当該運転者は、翌日は休日とする。



平成 26 年度第 1 回 運行管理者試験問題（旅客）解答と解説

問題 番号	解答と解説	テキスト ページ
問 1	A-7 B-4 C-6 D-2 運輸規則第 21 条第 2 項、第 3 項、運輸規則第 38 条第 3 項	
問 2	正解 1、4 1 ○ 安全規則 48 条第 1 項 規則 20 条 2 × 規則第 24 条 備え置くのは事業者の業務 3 × 道路運送法第 22 条、第 22 条の 2 第 2 項 輸送の安全に関する基本的な方針を定めるのは事業者の業務 4 ○ 運輸規則第 48 条第 1 項 18 号	
問 3	正解 4 1 ○ 運輸規則第 50 条第 1 項 3 の 2 号 2 ○ 運輸規則第 50 条第 1 項 8 号 3 ○ 運輸規則第 48 条第 1 項 11 号 4 × 運輸規則第 50 条第 1 項 8 号 点検は必要性の有無を問わず必ず実施すること。	
問 4	正解 3 1 ○ 安全規則第 24 条第 1 項 2 ○ 安全規則第 24 条第 2 項 3 × 安全規則第 24 条第 1 項 乗用は必ず対面で点呼を行う。(バスなどの遠隔地の場合のみ電話で点呼を行う。) 4 ○ 安全規則第 24 条第 3 項	
問 5	正解 2 1 要 事故報告規則第 2 条第 1 項第 1 号 50 cm 以上の転落になる。 2 不要 事故報告規則第 2 条第 1 項第 3 号及び自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 3 号ニ 自動車損害賠償補償法の重大事故に該当しない。 3 要 事故報告規則第 2 条第 1 項第 11 号 車輪の脱落は報告を要する。 4 要 事故報告規則第 2 条第 1 項第 8 号 及び貨物自動車運送事業輸送安全規則解釈及び運用告示 H26.3.4 国自安第 282 号第 5 項 酒気帯びは速報をし、かつ事故報告もする。	
問 6	正解 3、4 1 × 踏切時の緊急対応は、まず列車を止め乗客を脱出させてから車の移動を考える。 2 × 指導監査指針 大型 2 種に限らず、車両の特性を考える。 3 ○ 指導監査指針第 2 項第 6 号 4 ○ 特定運転者に対する特別な指導指針 第 4 項第 3 号	
問 7	正解 4 1 ○ 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について国自安第 312 号 運輸規則第 21 条第 4 項 2 ○ 運輸規則第 21 条第 5 項 3 ○ 運輸規則第 36 条第 1 項第 4 号 4 × 運輸規則第 28 条の 2 第 2 項 運行指示書は運転者に携行させなければならない。写しを営業所に備え置く。	
問 8	正解 4 1 ○ 運輸規則第 25 条第 1 項、2 項 2 ○ 運輸規則第 25 条第 3 項 3 ○ 運輸規則第 26 条の 2 4 × 運輸規則第 28 条の 2 第 2 項 運行を終了した日から 1 年間保存。	

問 9	<p>正解 1、4</p> <p>1 ○ 車両法第 15 条</p> <p>2 × 車両法第 34 条 5 日以内に返納する</p> <p>3 × 車両法第 12 条、13 条 移転登録ではなく変更登録を行う。</p> <p>4 ○ 車両法第 35 条第 3 項、第 6 項</p>	
問 10	<p>正解 A-2 B-2 C-1 D-2</p> <p>A 2 車両法第 47 条</p> <p>B 2 車両法第 47 条の 2</p> <p>C 1 車両法第 48 条第 1 項</p> <p>D 2 施行規則第 32 条</p>	
問 11	<p>正解 3</p> <p>1 × 車両法第 61 条、施行規則第 44 条 記載されているのは有効期間の満了日である。</p> <p>2 × 車両法第 61 条 有効期間は 1 年である</p> <p>3 ○ 車両法第 67 条、施行規則第 35 条の 3</p> <p>4 × 車両法第 58 条、第 66 条 営業所ではなく自動車に備える</p>	
問 12	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 車両法第 41 条の 3、告示第 217 条第 3 項第 1 号</p> <p>2 ○ 車両法第 29 条 告示第 195 条</p> <p>3 × 備えることができる</p> <p>4 ○ 車両法第 43 条の 4 告示第 222 条</p>	
問 13	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 道路交通法施行令第 2 条第 1 項別表</p> <p>2 ○ 道路交通法施行令第 2 条第 1 項</p> <p>3 × 道路交通法施行令第 2 条第 1 項 進行を妨害してはならない</p> <p>4 ○ 道路交通法施行令第 2 条第 1 項</p>	
問 14	<p>正解 2</p> <p>1 × 道路交通法第 36 条第 2 項、3 項 徐行しなければならない。</p> <p>2 ○ 道路交通法第 38 条第 1 項</p> <p>3 × 道路交通法第 34 条 あらかじめ左側端に寄り、徐行しなければならない。</p> <p>4 × 道路交通法第 50 条第 1 項 交差点に入ってはならない。</p>	
問 15	<p>正解 A-2 B-2 C-1 D-1</p> <p>道路交通法第 66 条の 2</p>	
問 16	<p>正解 1、4</p> <p>1 ○ 道路交通法第 71 条第 1 項 4 の 3 号</p> <p>2 × 道路交通法第 71 条第 6 項第 2 号 誤：その側方を離れて走行するよう努めなければならない。→正：一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行者を妨げないようにしなければならない。</p> <p>3 × 道路交通法第 71 条（運転者の遵守事項）第 3 号 誤：一時停止して、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。→ 正：徐行しなければならない。</p> <p>4 ○ 道路交通法第 71 条第 1 項 2 の 2 号</p>	
問 17	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 道交法施行令第 11 条 一般道最高速度は、時速 60 キロメートルである。 ☆ 一般道路⇒ 60km/h ☆ 高速道路⇒ 最大積載量 5 t 以上または総重量 8t 以上のトラック 80km/h それ以外は 100km/h 最低速度は 50km/h</p>	

	<p>2 × 施行令第 12 条（最高速度の特例）第 1 項 正：時速 30 キロメートル 車両総重量が 2,000 キログラム以下の車両を、その車両の車両総重量の 3 倍以上の車両総重量の自動車でけん引する場合の最高速度は、毎時 40 キロメートル。</p> <p>3 ○ 道路法第 22 条（最低速度）第 1 項、施行令第 27 条（最高速度）第 1 項第 1 号イ</p> <p>4 ○ 道交法第 75 条の 4（最低速度）、施行令第 27 条の 3（最低速度）</p>	
問 18	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 労働基準法第 35 条（休日）第 1 項、第 2 項</p> <p>2 × 労働基準法第 27 条 誤：労働時間にかかわらず → 正：労働時間に応じ</p> <p>3 ○ 労働基準法第 39 条第 1 項</p> <p>4 ○ 労働基準法第 36 条</p>	
問 19	<p>正解 1</p> <p>1 × 労働基準法第 12 条 1 項 所定労働日数ではなく、総日数である。</p> <p>2 ○ 労基法第 91 条</p> <p>3 ○ 労働基準法第 15 条第 1 項、第 2 項</p> <p>4 ○ 労働基準法第 37 条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）第 1 項</p>	
問 20	<p>正解 A-1 B-2 C-1 D-1</p> <p>労働時間等の改善基準第 4 条第 1 項 4 号、通達 H9. 3. 11 発第 168 号</p>	
問 21	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 改善基準第 4 条第 1 項 3 号</p> <p>2 × 改善基準第 4 条第 4 項 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第 5 条第 4 項による。当該一定期間は 2 週間及び 1 ヶ月以上、3 ヶ月以内の一定期間とするものとする。</p> <p>3 ○ 改善基準第 4 条第 3 項 1 号 分割休息</p> <p>4 ○ 改善基準第 4 条第 5 項</p>	
問 22	<p>正解 2、4</p> <p>バス運転者等の労働時間等の改善基準第 5 条第 1 項第 4 号 運転時間は 4 週平均 <b>40 時間/週</b> 以内 労使協定があり、かつ 16 週/52 週中までの 4 週平均で <b>44 時間/週</b></p> <p>1 × 40 時間を超えるものが、13～16 週(42 時間)、21～24 週(41 時間)、33～36 週(41 時間)、41～44 週(42 時間)、49～52 週(41 時間)の 5 回あるので、改善基準に違反している。</p> <p>2 ○ 40 時間を超えるものが、13～16 週(42 時間)、25～28 週(44 時間)、41～44 週(43 時間)、49～52 週(41 時間)の 4 回あり、いずれも 44 時間以内なので改善基準に違反してない。</p> <p>3 × 41 週～44 週が 45 時間であり、44 時間を超えるので、改善基準に違反している。</p> <p>4 ○ 40 時間を超えるものが、13～16 週(42 時間)、25～28 週(44 時間)、41～44 週(43 時間)、49～52 週(41 時間)の 4 回あり、いずれも 44 時間以内なので改善基準に違反してない。</p>	
問 23	<p>正解 3</p> <p>改善基準第 4 条第 1 項第 1 号、2 号</p> <p>1 日の拘束時間で翌日が前日より早くなった場合に注意。早くなった時間を前日にも加算すること。</p>	
問 24	<p>解答 1-不適 2-適 3- 適 4-不適</p> <p>1 不適 整備管理者は安全上問題がある車両を運行させてはならない。</p> <p>2 適 解釈基準告示第 24 条</p> <p>3 適 解釈基準告示第 24 条</p> <p>4 不適 解釈基準告示第 24 条 同乗する運転者と共に出庫後</p>	



問 25	<p>正解 1-不適 2-適 3-不適 4-適</p> <p>1 不適 補助者には点呼の代行のみの権限である。</p> <p>2 適 補助者の要件は基礎講習を受けているか旅客又は貨物の運行管理者資格者証を受けている人であり、点呼の 2/3 未満まで任せることができる。</p> <p>3 不適 告示第 24 条第 1 項、2 項</p> <p>4 適 告示第 24 条第 8 項、9 項</p>	
問 26	<p>正解 1-不適 2-適 3-適 4-不適</p> <p>1 不適 自動車事故報告規則第 2 条第 1 項第 1 号 35 度以上傾いた場合を転覆というので、事故報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 適 自動車事故報告規則第 2 条第 1 項第 3 号 重傷者が 1 人でもいれば事故報告書を提出する。重傷者が 5 人以上いる場合は速報しなければならない。</p> <p>3 適 自動車事故報告規則第 2 条第 1 項第 1 号 火災があれば、速報かつ、事故報告書を提出しなければならない。</p> <p>4 不適 自動車事故報告規則第 2 条第 1 項第 9 号 運転者の疾病による運転継続不能は事故報告書提出事項。</p>	
問 27	<p>正解 1-適 2-適 3-不適 4-適</p> <p>1 適 旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督指針第 2 章第 2 項 3 年以内に事業用自動車なら特別な指導は不要。</p> <p>2 適 運輸規則第 25 条</p> <p>3 不適 運輸規則第 48 条 運行の中断、退避、徐行運転、運行の可否の判断は運行管理者がすること。</p> <p>4 適 運輸規則第 48 条指導指針第 1 章第 2 項第 9 号 残り酒について 1 単位制の考え方を指導すること。</p>	
問 28	<p>正解 1-適 2-適 3-不適 4-不適</p> <p>1 適 指導指針 第 1 章第 2 項第 3 号</p> <p>2 適 指導指針 第 1 章第 2 項第 7 号</p> <p>3 不適 指導指針第 1 章第 2 項第 3 号 カーブの半径が 2 分の 1 になると遠心力の大きさは 2 倍になる</p> <p>4 不適 指導指針第 1 章第 2 項、第 3 項第 4 号遠心力と衝撃力は速度の 2 乗に比例する。</p>	
問 29	<p>正解 ア- 19 メートル イ- 3 メートル</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>停止距離 = 空走距離 + 制動距離</p> <p>ア 36 k m/時=36000m ÷ (60 秒×60 分) =10m/秒 9m+10m=19m (時速を秒速に変え、制動距離を加える)</p> <p>イ 15m-10m+7m-9m=3m 当初の車間距離 15m から 1 秒遅れるので 10m 引き、B の 7m の制動距離を加算し、A の 9m の制動距離が引かれるので 3m となる。</p>	

問 30	<p>正解 1-適 2-不適 3-適</p> <p>1 適 1 日目拘束時間については 21:45～翌日の 5:20 まで 7 時間 35 分、途中 8 時間の休息があり、2 日目 13:20～21:00 まで 7 時間 50 分なので、拘束時間としては全く問題がない。</p> <p>2 不適 運転時間について  往路：5 分+30 分+1 時間 30 分+2 時間+1 時間+30 分+5 分=5 時間 40 分  復路：5 分+30 分+1 時間+2 時間+1 時間 30 分+30 分+5 分=5 時間 40 分  となり、運転時間は配置基準に定めている限度を超えていない。  実車距離について  <math>15\text{km}+126\text{km}+180\text{km}+90\text{km}+15\text{km}=426\text{km}</math>  この運行の場合、特別な安全措置がとられていないので、貸切バスの原則である実車 400km を超えているので配置基準に定めている限度を超えている。</p> <p>3 適 概ね 2 時間ごとに 20 分の休憩があり、配置基準に違反していない。</p>	
------	---	--